

「基幹系情報システム端末(国保・福祉)」の仕様書に関する質問及び回答

令和6年(2024年)4月15日
札幌市デジタル戦略推進局情報システム部

項番	質問内容	回答
1	現時点で納期間に合うと確認済みですが今後の半導体不足など受注者の責任でない事由によって、納期遅延となる可能性があります。(天災等によるものも含む。)そのような場合、当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等はなく、契約期間変更の協議に応じていただけますか。	本件について、契約締結日から納品日までの期日を、半導体不足等による影響を考慮した上で余裕のある日数を設定しています。納期遅延となる場合、原則賠償請求や違約金請求等は発生しますが、遅延理由を鑑み、やむを得ない場合は協議に応じることとします。
2	翌年度以降予算削減または削除があり解約となった場合は、受注者は発注者にその損害を請求することは可能でしょうか。また過去に賃貸借期間中に解約となったケースはありますか。	当部の契約において、過去5年以内に予算削減または削除により賃貸借契約が解約となったケースはございません。
3	設置場所の建物は耐震構造になっていますでしょうか。	設置場所の建物は耐震構造です。
4	賃貸借期間満了後、貴市へ譲渡条件のため固定資産税は貴市負担という認識で宜しいでしょうか。	当市へ譲渡後に、端末に対する固定資産税が受注者に発生するか というご質問と理解しましたが、賦課期日現在に所有権がない資産に対しては、翌年度固定資産税は課税されません。固定資産税に関する詳細については、中央市税事務所固定資産税課(011-211-3079)へ以下のとおりです。
5	契約保証金はどのような場合免除となるのでしょうか。	札幌市契約規則 (契約保証金の納付の免除) 第25条 前条の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。 (1) 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。 (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。 (3) 競争入札の参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。 (5) 随意契約を締結する場合において、契約金額が50万円未満であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (6) 物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。 (7) 前各号に定めるもののほか、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき。